

平成28年定例会

戦略企画雇用経済常任委員会

提出資料

◎ 所管事項

- 1 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（案）について（出納局）…………… 1 頁
- 2 「みえ物品利活用方針」の取組について（出納局）…………… 4 頁
- 3 平成26年度包括外部監査結果に対する対応結果について（出納局）…………… 24 頁
- 4 平成28年度三重県職員等採用候補者試験実施日程について
（人事委員会事務局）…………… 34 頁
- 5 平成27年度財政的援助団体等監査の結果について（監査委員事務局）…………… 36 頁

平成28年3月8日

人事委員会事務局

監査委員事務局

出納局

行政運営 4 適正な会計事務の確保

めざす姿

会計事務の担当職員一人ひとりが法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うとともに、県歳入金の収納方法が多様化し県民の皆さんの利便性が向上しています。また、財務会計制度を取り巻く動向を把握し的確に対応することにより、県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっています。

現状と課題

- 適正な会計事務を確保するため、会計事務担当職員等のさらなる能力向上、コンプライアンスの徹底とともに、会計事務の効率化の推進が求められています。
- 公正で透明な入札・契約制度を確保するため、国の制度改正や社会経済情勢の変化への対応など、財務会計制度を取り巻く環境変化に的確に対応する必要があります。
- 厳しい財政状況が見込まれる中、資金の適正な管理とともに、より有利な運用方法による運用益の収入増加が求められています。
- 財務会計システムの安定稼働と効率的な運用を行うとともに、次期システムにおいて必要とされる抜本的なシステムの再構築について検討する必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

厳しい財政状況が続く中で財源確保のため、資金の安全性を確保しつつ、基金運用方法を改善することで、歳入増加に向けた取組を進めます。

取組方向

- 会計事務に関する相談、検査、各種研修の実施や検査後のフォローアップなど、よりきめ細かい会計支援を通じて、会計事務担当者等の能力向上およびコンプライアンスの日常化を行うとともに、各所属における会計事務の円滑な執行と業務改善を積極的に支援します。
- 物件関係の調達について、公正で透明な入札・契約制度を確保するため、制度を適切に運用するとともに、国の財務会計制度、社会経済や地域の情勢等をふまえて、必要な財務会計制度の見直しを行っていきます。
- 資金の適正な管理を行うとともに、流動性を確保しつつ安全かつ効率的に、債券による長期の運用を拡大し、運用益の増加を図ります。また、県歳入金の多様な収納方法を確保し、県民の皆さんの利便性向上に努めます。
- 次期財務会計システムの構築に向け、地方公会計制度などへの対応とともに、経費の節減等も考慮しながら適切な取組を進めていきます。

平成 31 年度末での到達目標

会計事務担当職員が高い能力とコンプライアンス意識を持って適正で円滑な会計事務を行えるよう、会計支援が行われています。また、資金が適正に管理されるとともに、運用益が増加しています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数（実施1か所あたり）	1.44 件	1.00 件以下	監査委員が毎年度実施する定期監査結果の財務事務の執行に関し是正・改善を求める意見の総計（人件費に関する事務等への意見を除いた収入、支出誤り等に関する意見数）を監査実施箇所数で除した数値。なお、監査の結果において不適正・不正事案の指摘があった場合は、全庁への指摘とみなし、上記数値にその件数を加算する。

 主な取組内容
 （基本事業）

県の活動指標

主な取組内容 （基本事業）	目標項目	現状値	目標値
40401 会計事務の支援 （主担当：出納局会計支援課） 会計事務担当職員が適正で円滑な会計事務を行えるよう、会計事務に関する相談、各種研修等の会計支援を行います。	出納局が行う会計支援の有益度	90.2%	95.0%
	〔目標項目の説明〕 出納局が行う相談や研修などの会計支援業務全般がどの程度有益であるかを、会計事務担当職員がアンケートにより評価した数値		
40402 資金の適正な管理運用 （主担当：出納局出納総務課） 県の資金を適正に管理しつつ、運用益の増加を図ります。	債券による基金運用益の増加率	100	200
	〔目標項目の説明〕 債券での長期運用の拡大による基金運用益（平成 27 年度実績を 100 とした場合）の増加率		

行政運営 4 の取組の数値目標

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
行政 運営 4	県民 指標	県の会計事務 に是正・改善 を求める監査 意見数（実施 1 か所あた り）	適正な会計事務を確保して いく上で、定期監査結果の 財務事務の執行に関する意 見数は、取組の進捗状況を 測る客観的な指標であるこ とから選定しました。	不適正・不正事案の発生が ないこととともに、第一次 行動計画における削減率 （実績）よりも高い目標値 として設定しました。	1.44件	1.00件 以下
40401	活動 指標	出納局が行う 会計支援の有 益度	各所属の適正で円滑な会計 事務の執行に、会計支援が 有効に機能する必要がある ことから選定しました。	出納局が行う会計支援にお おむね全ての会計事務担当 職員が有益と感じている状 況として、95.0%を目標値 として設定しました。	90.2%	95.0%
40402	活動 指標	債券による基 金運用益の増 加率	厳しい財政状況が続く中で 歳入増加に向けた取組とし て、より有利な基金運用を 進める必要があることから 選定しました。	債券での長期運用による基 金運用益を倍増させること を目標として設定しまし た。	100	200

「みえ物品利活用方針」の取組について

平成 28 年 3 月 8 日

出 納 局

「みえ物品利活用方針」に基づく3年間の取組の進展に合わせ、方針の一部改定を行い、一層着実な利活用の推進を図ります。

1. 「みえ物品利活用方針」に基づく取組と検証

平成 24 年度の行政監査意見等を踏まえ、平成 26 年 1 月に「みえ物品利活用方針」を策定し、「(1) 物品の計画的・効率的な取得」、「(2) 物品の適正な管理」、「(3) 物品の有効利用」、「(4) 利用見込みのない物品の処分」の具体的な取組を実施し、高額物品をはじめ、物品全般についての利活用を推進してきました。

このうち、平成 25 年 6 月の悉皆調査で抽出した 61 件の高額遊休物品については、平成 25 年～27 年度を集中取組期間として物品利活用推進会議において進捗管理を行い、全ての処理を完了しました。

また、高額遊休物品処理の集中取組期間の終了に合わせ、現状における高額物品等の利用状況の確認を行うため、平成 27 年 8 月に、再度、悉皆調査を実施したところ、本方針に沿って利活用が図られていることが確認できるものでした。

2. 今後の取組方向

本方針は、県有物品の利活用についての今後取り組むべき基本的な方針を示すものであり、3年間の集中取組等により「高額遊休物品(61件)の処理(表1)」と「高額物品に係る県有物品の状況調査(表2)」(再度の悉皆調査結果)、及び3年間の取組(※別紙1「みえ物品利活用方針に基づく3年間の取組実績(平成25～27年度)」)のとおりの成果がありました。こうした取組をさらに進めるため、今後も、本方針に基づき、物品の利活用を推進していく必要があります。

引き続き、物品利活用推進会議において物品の適正な利活用についての進捗管理を行うとともに、高額物品の利用状況に係る悉皆調査については、3年ごとに実施し、状況に即して対応することとします。

なお、方針に基づく取組の進展に合わせ一部改定を行い、一層着実な物品利活用の推進を図ります。

3. 今回の改正内容

- (1) 悉皆調査については、これまで、当初方針の策定に合わせた平成 25 年 6 月と集中取組期間終了に合わせた平成 27 年 8 月の 2 回実施しています。
今後も、物品の利活用状況について、遊休物品の現状確認を行うため、定期的（3 年毎）に悉皆調査を実施し、適切な運用管理を行います。
- (2) 物品購入時の検討、機器の有効活用など物品の適正な利活用のために、物品購入利活用書の作成や操作マニュアルの整備を進めてきましたが、今後は、各所属の物品利活用の方策に役立てるため、これら庁内の利活用情報の共有化を行うなど、本方針の取組を一層進展させます。
- (3) 方針に基づく取組の成果を、毎年度の取組実績として公表します。
- (4) その他、取組の進展に合わせ、字句等の時点修正を行います。

表 1 高額遊休物品（61 件）の処理

(件数)

	利活用	売却	廃棄	計	進捗率
平成 25 年度	—	1 0	1 0	2 0	32.8%
平成 26 年度	1	1	2 3	2 5	73.8%
平成 27 年度	2	6	8	1 6	100.0%
計	3	1 7	4 1	6 1	

表 2 高額物品に係る県有物品の現状調査（※注 1）

(件数)

	対象物品	遊休物品	対策を講じる必要がある物品 (※注 2)
高額物品	1, 0 1 4 (1, 1 1 6)	4 (6 1)	0 (6 1)

※注 1 平成 27 年 8 月の調査結果件数

() は前回（平成 25 年 6 月）調査結果件数

調査対象は取得価格が 500 万円以上の物品

※注 2 遊休物品 4 件のうち、平成 27 年度に処理等が完了していないものが対象。

○みえ物品利活用方針に基づく3年間の取組実績(平成25～27年度)

別紙1

(1) 物品の計画的・効率的な取得

(1) 物品の計画的・効率的な取得													
項目	取組実績												
物品利活用マッチングシステムの活用	所属間で物品を融通し合う物品利活用マッチングシステム(①譲ります・譲ってください ②三重県リサイクルセンター ③物品の共同利用)について、仕組み・利用のルールづくりを行った。当該システムの活用により、物品の購入については必要最小限のものとし、各所属で保有している物品の全庁的な有効利用を行った。 物品利活用マッチングシステムの仕組み・利用のルールづくり ・平成25年度 ・H26.1.21 「みえ物品利活用方針」に基づく事務の取扱い 別添1 物品利活用マッチングシステムの運用方法によりルール化した。												
物品購入利活用書の作成	高額物品を取得する際の検討資料や物品購入後の利用状況の確認資料とするため、各部署において予算要求に合わせて物品購入利活用書を作成した。物品購入利活用書については、「みえ物品利活用方針」に沿った内容であるかの確認を行い、作成した利活用書をもとに、下記「(2) 物品の適正な管理」において購入後の物品が取得目的に適った利用がなされているかを確認する。 <table><tr><td>・平成26年度</td><td>平成27年度当初予算</td><td>11所属(物品数 31件)</td></tr><tr><td>・平成27年度</td><td>平成27年度6月補正予算</td><td>1所属(物品数 4件)</td></tr><tr><td></td><td>平成28年度当初予算</td><td>14所属(物品数 39件)</td></tr><tr><td colspan="2">物品購入利活用書提出実績</td><td>26所属(物品数 74件)</td></tr></table>	・平成26年度	平成27年度当初予算	11所属(物品数 31件)	・平成27年度	平成27年度6月補正予算	1所属(物品数 4件)		平成28年度当初予算	14所属(物品数 39件)	物品購入利活用書提出実績		26所属(物品数 74件)
・平成26年度	平成27年度当初予算	11所属(物品数 31件)											
・平成27年度	平成27年度6月補正予算	1所属(物品数 4件)											
	平成28年度当初予算	14所属(物品数 39件)											
物品購入利活用書提出実績		26所属(物品数 74件)											

(2) 物品の適正な管理

項目	取組実績
備品利用記録簿、備品チェックシートによる現状把握	高額物品の利用状況を把握するため、所属における自己検査、出納局の事後検査等において、各所属が保有する高額物品について作成した備品利用記録簿と備品チェックシートにより、物品購入利活用書記載の利用目的等を参考に利用状況の確認を行い、一層の利活用推進につなげた。

操作マニュアルの作成、操作職員の養成	特殊な機器等を保有する所属において、操作マニュアル等の作成及び操作職員の養成を行うことにより、機器の活用を推進した。また、実際に取組を行っている所属の事例をまとめた事例集を全庁で共有し、一層の物品の有効活用に努めた。 操作マニュアルの作成、操作職員の養成にかかる事例共有に関する取組 ・平成26年度 ・H26.6.6 操作マニュアルを活用した優良事業の取組事例集を作成し、各所属へ情報提供を行った。 ・H26.9.19 優良事例について、写真や備品配置図等を用いて具体的に紹介することにより、各所属において更に活用しやすいものとした。
--------------------	---

(3) 物品の有効活用

項目	取組実績
物品利活用マッチングシステムの活用(再掲)	(1)の取組に同じ。
現状の遊休物品の利用向上	平成25年6月の悉皆調査で抽出された遊休物品(みえ物品利活用方針別表の61件)について、遊休物品処理計画を作成し、利活用又は処分に着手した。取組において用途の見直し等を行うことにより、物品の利活用(3件)がなされた。 ・平成26年度 ①水理実験装置を改良し、水力実験装置へ転用を行った。 ・平成27年度 ②ガスクロマトグラフの用途を見直し、新商品の香気成分の評価・分析への活用を図った。 ③分離用超遠心機の用途を見直し、土壌劣化防止に関する研究において土壌腐植分析への活用を図った。

(4) 利用見込みのない物品の処分

項目	取組実績									
不用物品の処分(売却、廃棄)の推進	利用見込みのない物品を処分できず、長期間保有し続けるケースが見られたことから、円滑な処分を図るため「物品処分基準」を作成し、遊休物品をはじめとする利用見込みのない物品の処分を促進した。 - 平成25年度 - H26.1.14 「物品処分基準」の策定									
現状の遊休物品の処分	平成25年6月の悉皆調査で抽出した61件の遊休物品について処理計画を作成し、平成25～27年度を集中取組期間として、物品利活用推進会議で進捗管理を行い、利活用→売却→廃棄の順で処理を進めた結果、平成27年度末までに全ての処理を完了した。 <table><tr><td>・平成25年度</td><td>20件 (内訳: 売却10件、廃棄10件)</td><td>売却金額 174,714円</td></tr><tr><td>・平成26年度</td><td>25件 (内訳: 利活用1件、売却 1件、廃棄23件)</td><td>売却金額 6,480円</td></tr><tr><td>・平成27年度</td><td>16件 (内訳: 利活用2件、売却 6件、廃棄 8件)</td><td>売却金額 389,502円</td></tr></table> 3年間の処理件数合計 61件 (内訳: 利活用3件、売却17件、廃棄41件) 売却金額 570,696円	・平成25年度	20件 (内訳: 売却10件、廃棄10件)	売却金額 174,714円	・平成26年度	25件 (内訳: 利活用1件、売却 1件、廃棄23件)	売却金額 6,480円	・平成27年度	16件 (内訳: 利活用2件、売却 6件、廃棄 8件)	売却金額 389,502円
・平成25年度	20件 (内訳: 売却10件、廃棄10件)	売却金額 174,714円								
・平成26年度	25件 (内訳: 利活用1件、売却 1件、廃棄23件)	売却金額 6,480円								
・平成27年度	16件 (内訳: 利活用2件、売却 6件、廃棄 8件)	売却金額 389,502円								
処分の集約化	各所属単位では数量が見込めず効果的な売却ができないパソコン等の小型家電を対象に全庁的に集約して売却を行った。(出納局) <table><tr><td>・平成25年度</td><td>対象: 本庁所属の不用パソコン等(一部その他の物品を含む) H26.3.26 423台 売却金額 89,874円</td></tr><tr><td>・平成26年度</td><td>対象: 本庁及び各地域機関の不用パソコン等 H26.7.22 1,039台 売却金額 552,150円</td></tr><tr><td>・平成27年度</td><td>対象: 本庁及び各地域機関の不用パソコン等(ディスプレイ、プリンター等を含む) H27.10.6 1,259台 売却金額 199,142円</td></tr></table> 3年間の集約処分実績 売却台数合計 2,721台 売却金額合計 841,166円 ※参考 廃棄処分した場合の処分費 4,870,000円 (パソコン1,542台×3,000円、ブラウン管ディスプレイ 61台×4,000円で試算)	・平成25年度	対象: 本庁所属の不用パソコン等(一部その他の物品を含む) H26.3.26 423台 売却金額 89,874円	・平成26年度	対象: 本庁及び各地域機関の不用パソコン等 H26.7.22 1,039台 売却金額 552,150円	・平成27年度	対象: 本庁及び各地域機関の不用パソコン等(ディスプレイ、プリンター等を含む) H27.10.6 1,259台 売却金額 199,142円			
・平成25年度	対象: 本庁所属の不用パソコン等(一部その他の物品を含む) H26.3.26 423台 売却金額 89,874円									
・平成26年度	対象: 本庁及び各地域機関の不用パソコン等 H26.7.22 1,039台 売却金額 552,150円									
・平成27年度	対象: 本庁及び各地域機関の不用パソコン等(ディスプレイ、プリンター等を含む) H27.10.6 1,259台 売却金額 199,142円									

インターネットオークションによる売却	リサイクルセンターに保管されている使用見込のない物品のうち、売却可能と判断したもの、及び各所属から依頼のあった不用物品についてインターネットオークションによる売却を実施した。(出納局) ・平成25年度 オークション3回実施(H25.10、H25.12、H26.3) 4品売却 売却金額 合計69,300円 ・平成26年度 オークション6回実施(H26.4、H26.5、H26.7、H26.9、H26.10、H27.1) 8品売却 売却金額 合計 1,132,945 円 ・平成27年度 オークション6回実施(H27.4、H27.5、H27.7、H27.9、H27.10、H28.1) 3品売却 売却金額 合計32,120 円(H27.12.10現在) 3年間のオークションによる売却実績 実施回数15回 15品売却 売却合計 1,234,365円
--------------------	---

(5) その他

項目	取組実績
物品利活用推進会議等の開催	「みえ物品利活用方針」に基づく取組を推進するため、物品利活用推進会議、作業部会を開催した。 ・平成25年度 ・H26.1.14 物品利活用推進会議の設置、第1回推進会議の開催(遊休物品処理計画の決定) ・H26.3.20 作業部会の開催 ・平成26年度 ・H26.4.18、H26.9.18 推進会議の開催(計2回) ・H26.5.22、H26.8.26、H27.3.26 作業部会の開催(計3回) ・平成27年度 ・H27.4.17、H27.12.16、H28.2.10 推進会議の開催(計3回) ・H27.5.21、H27.10.13、H28.2.8 作業部会の開催(計3回)

会計事務説明会等での利活用方針の周知	「みえ物品利活用方針」に基づく具体的な取組の運用について、各所属に周知し、活用を促した。 (1)所属への文書通知 ・平成25年度 ・H26.1.14 「みえ物品利活用方針」の策定について(通知) ・H26.1.14 「物品処分基準」の策定について(通知) ・H26.1.14 物品利活用推進会議の設置について(通知) ・H26.1.21 「みえ物品利活用方針」に基づく事務の取扱いについて(通知) ・平成26年度 ・H26.6.6 操作マニュアルを活用した取組事例について(通知) ・H26.9.19 「みえ物品利活用方針」に基づく物品購入利活用書の作成・提出について(通知) ・H26.9.19 操作マニュアルを活用した取組事例について(通知) ・平成27年度 ・H27.9.9 「みえ物品利活用方針」に基づく物品購入利活用書の作成・提出について(依頼) (2)出納かわら版による周知 ・平成25年度 ・H26.2.4 出納かわら版 2月号(「みえ物品利活用方針」の策定等について) ・H26.3.5 出納かわら版 3月臨時号(「譲ります・譲ってください」等について) ・平成26年度 ・H26.9.8 出納かわら版 9月号(「みえ物品利活用方針」に基づく具体的な取組について) ・平成27年度 ・H27.9.7 出納かわら版 9月号(「みえ物品利活用方針」に基づく具体的な取組について) (3)会計事務説明会での説明 ・平成25年度 ・H26.3.10、11、12、17 会計事務説明会 ・平成26年度 ・H26.4.14、15、16、17 会計事務説明会 ・平成27年度 ・H27.4.20、21、22、23 5.14、18、19 会計事務説明会
---------------------------	---

みえ物品利活用方針

(案)

注) 下線は、一部改定部分です。
なお、字句等の時点修正は除きます。

平成26年1月 策定

平成28年3月 一部改定

三 重 県

みえ物品利活用方針

1 方針策定の目的

県が保有する物品は限られた経営資源を投入して得られた貴重な財産であり、常に良好な状態で管理し、取得目的を踏まえた効率的・効果的な活用を図る必要があります。

物品の利活用は重要であり、高額物品をはじめとする物品全般について、全庁的な取組として、計画的・効率的な物品の取得、適正な管理、有効活用及び利用見込みのないものの処分等を進めるため、本方針を策定します。

2 県有物品の現状と今後の取組方向

物品の管理については、三重県会計規則、三重県企業庁会計規程、三重県病院事業庁会計規程において、物品を常に良好な状態においてこれを管理し、目的に応じて最も効率的な運用を図らなければならないと規定しており、各所属はこれらの規則・規程に基づき物品を保有・管理しています。

こうした運用の中、平成 24 年度に実施された「高額物品の管理および活用について」の行政監査において、改善または検討を要するものが見受けられる状況にあるとの意見が出されました。この主旨を受けて実施した悉皆調査により高額遊休物品 61 件を抽出し、平成 25～27 年度を集中取組期間として物品利活用推進会議において進捗管理を行い、すべての処理を完了しました。

また、集中取組期間の最終年度にあたることから、現状における高額物品等の利用状況の確認を行うため、平成 27 年 8 月に、再度、悉皆調査を実施したところ、本方針に沿って利活用が図られていることが確認できるものでした。

本方針は、県有物品の利活用についての今後取り組むべき基本的な方針を示すものです。3 年間の集中取組等により一定の成果がありましたが、こうした取組をさらに進めるため、今後も、本方針に基づき、高額物品をはじめとする物品全般について、「(1) 物品の計画的・効率的な取得」、「(2) 物品の適正な管理」、「(3) 物品の有効活用」、「(4) 利用見込みのない物品の処分」の取組を実施し、物品の利活用を一層推進する必要があります。

引き続き、物品利活用推進会議において物品の適正な利活用についての進捗管理を行うとともに、高額物品の利用状況に係る悉皆調査については、3 年ごとに実施し、状況に即して対応することとします。

なお、方針に基づく取組の進展に合わせ一部改定を行い、一層着実な物品利活用の推進を図ります。

(注)

※1 本方針で対象とする物品は基本的に備品としますが、不用物品を融通しあう等の仕組みは消耗品でも実施します。

※2 本方針での用語の定義

(1)「高額物品」は、取得価格が 500 万円以上の物品とします。ただし、次のものは除き

ます。

- ・ 情報システム（ソフトウェアが主体となっているもの）
 - ・ 防災無線等、他団体（市町等）の施設と一体となって設置（固定）されているもの 等
- (2) 「遊休物品」は、遊休化（年間利用日数が20日未満のもので、かつ、利用目的や利用期間の限定がないにもかかわらず自所属での利用向上や他所属との共同利用が行われていない状態をいう）している物品とします。特に取得価格が500万円以上の遊休物品を「高額遊休物品」といいます。

3 物品の利活用にかかる基本的な考え方

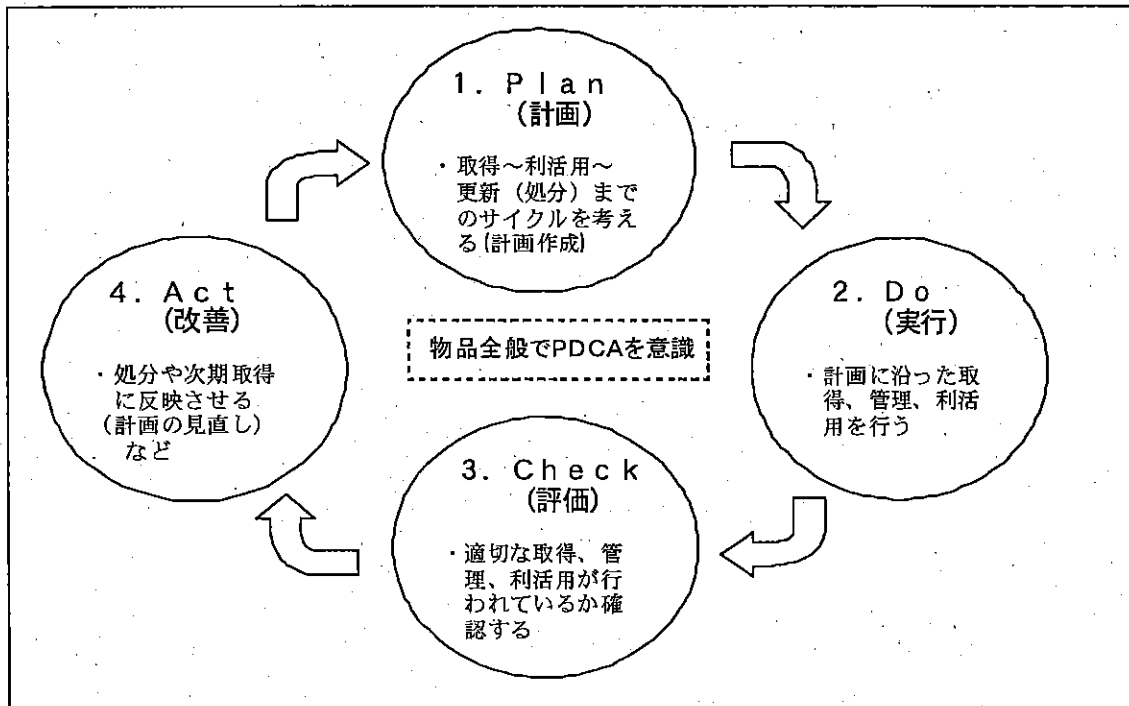
物品を効率的・効果的に活用していくため、下記に示す物品利活用の理念に基づき、4つの基本取組を推進します。

取組の推進にあたっては、PDCAサイクルの視点（図1参照）を取り入れ、特に高額物品については、計画～取得・利活用～評価～処分・次回取得への反映といったサイクルの仕組み（図2参照）を運用し一層の利活用を図ります。

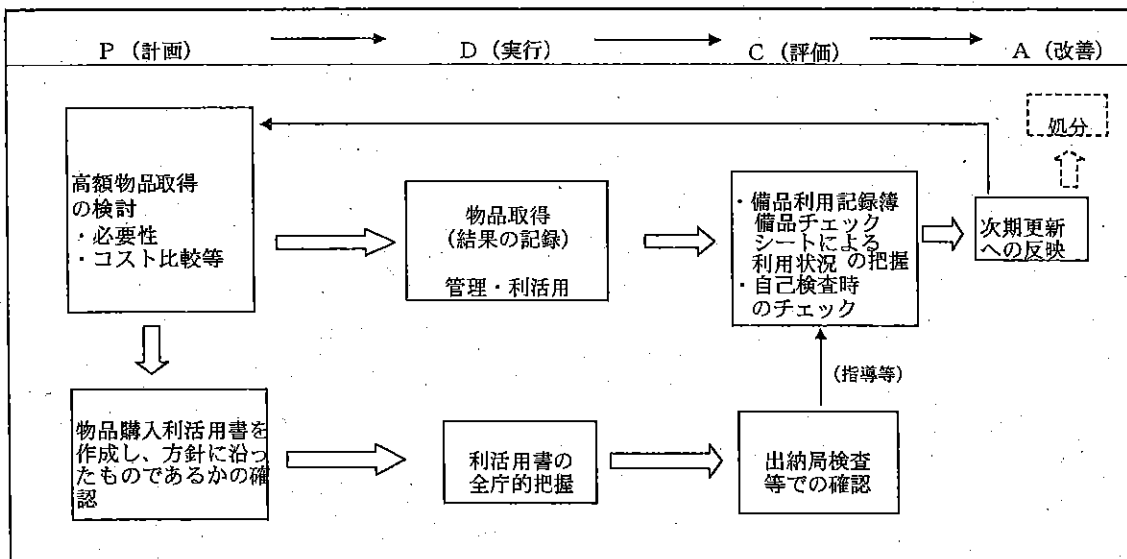
物品利活用の理念

- (1) 必要性を十分検討し、最小限のものを取得する。
- (2) 取得した物品は大切に使う。
- (3) 所属内での利用向上のほか所属間での融通など最大限に有効活用する。
- (4) 処分する場合はできる限り売却の方法を取り入れ、やむを得ず廃棄する場合は費用を最小限に抑える。

◇図1「PDCAサイクルの視点」



◇ 図2「高額物品におけるPDCAサイクルの仕組み」



<4つの基本取組>

(1) 物品の計画的・効率的な取得

物品の取得にあたっては、必要性を十分に検討したうえで計画的・効率的な取得に努めます。特に、高額物品の取得の際には購入に限らず、リースやレンタル、外部委託等との比較検討を行います。

(2) 物品の適正な管理

会計規則等諸規定を遵守し、良好な状態に保って管理を行います。また、高額物品については利用状況の把握など有効活用に向けた管理を行います。

(3) 物品の有効活用

取得した物品は利用目的に沿って最大限の活用を図るとともに、利用頻度の低い物品については、他の所属への貸出や保管転換などにより有効活用を図るなど、長期間にわたる利用に努め、遊休物品等を削減します。

(4) 利用見込みのない物品の処分

最終的に物品を処分する場合には、できる限り売却の方法を取り入れ、やむを得ず廃棄する場合でも費用が最小限になるよう努めます。また、売却や廃棄等の処分を集約して行うことで事務処理や処分費用の軽減を図ります。

4 具体的な取組

(1) 物品の計画的・効率的な取得

物品の取得から活用、処分にあっては、「物品利活用マッチングシステム」を運用して行います。できる限り既存物品の有効活用を図ることで、新規購入を抑制し、経費の削減につなげます。

また、高額物品を購入する際には、取得の要否や方法、経費の比較など幅広い視点から検討を行うため、物品購入利活用書を作成し、計画的・効率的な取得に努めます。

① 「物品利活用マッチングシステム」の活用（図3参照）

物品が必要となった場合、既に保有する物品の有効活用を前提とし、購入する場合は必要最小限のものとします。

有効活用を行う仕組みとして、物品利活用マッチングシステムを運用します。同システムで、所属間で物品を融通し合う庁内のグループウェアの電子掲示板「譲ります・譲ってください」の取組やリユースできる物品を保管・小修繕して他所属に融通するリサイクルセンターの取組、グループウェアの電子ロッカー「共同利用」にかかる情報共有の取組を行うことによって、物

品の有効活用を推進します。

なお、所属間での物品の融通は、消耗品でも実施することとします。

②「物品購入利活用書」の作成

高額物品を購入する際は物品購入利活用書を作成し、取得の際の検討資料や物品購入後の利用状況の確認資料として利用します。

物品購入利活用書においては、当該物品の目的・用途、利活用計画、リース・レンタル・外部委託の比較検討結果などを整理します。

また、各所属で作成した物品利活用書を集約し、高額物品の取得状況を共有化することにより、他所属が行う高額物品の取得、利用計画に役立てます。

(2) 物品の適正な管理

物品の適正な管理は有効に活用するために重要であり、会計規則等諸規定の取扱いを遵守することはもちろん、高額物品については利用状況の把握などを行い、適正な管理を行います。

また、近年、物品の損傷が多く発生していることから、各種研修やマニュアルの活用などにより適正な物品管理に対する意識の徹底を図り、亡失・損傷の減少につなげます。

① 高額物品における、「物品購入利活用書」・「備品利用記録簿」・「備品チェックシート」による現状把握

高額物品については、各所属の自己検査において、備品購入利活用書や備品利用記録簿、備品チェックシートにより、取得目的にあって利活用が図られているかを把握します。また、出納局の事後検査では、物品の現状把握が適正に行われているか確認していきます。

これらの取組により、利用頻度が低いなど、課題を有する物品の洗い出しを行い、各所属において高額物品の有効活用等のための方策につなげます。

② 操作マニュアルの作成、操作職員の養成

特殊な機器等を保有する所属については、操作マニュアル等の作成及び機器への備え付けを行うとともに、操作方法の訓練、ミーティングなどの手法も用いながら、確実な引継を行うことにより操作職員の養成を行います。

また、優良な事例等を取りまとめ、各所属がマニュアルの作成・操作職員の養成を行う際の参考となるよう、情報共有を図ります。

③ 「物品管理事務の手引き」の活用

本方針の策定に合わせて、会計事務職員向けに具体的な事務手続き等をまとめた物品管理事務の手引きの改訂を行いました。出納局ポータルサイ

トへの掲載や、出納局主催の各種研修での活用により、関係職員へ周知を行い、適正な物品管理に対する意識の徹底を図ります。

(3) 物品の有効活用

取得した物品は、利用目的に沿って最も効率的な活用を図るとともに、幅広い観点からの活用にも努めます。

また、利用目的の終了などにより利用頻度が低くなっている物品については、物品利活用マッチングシステムを活用して他の所属への保管転換等を行うほか、他の用途に転用を図るなど長期間にわたって利活用していきます。

各所属で現に利用している物品についても他の所属と共同利用できる仕組みを作るなど、一層の活用を図ります。

① 「物品利活用マッチングシステム」の活用（再掲）

② 物品の利用向上

物品の利用頻度が低いと判断したものについては、他用途での利用など有効活用等の方策を立て、一層の利活用を図ります。とりわけ高額物品については、物品購入利活用書や備品利用記録簿、備品チェックシートによる現状把握を行い、利用向上を積極的に進めます。

③ 悉皆調査の実施

高額遊休物品の現状確認を行うため、高額物品の利用状況に係る悉皆調査を3年毎に実施し、さらなる利用向上に努めます。

④ 財務会計システムによる照会機能の拡充

新規購入の抑制や既存物品を有効に活用することを目的に、出納局において物品名から全庁的に保有所属の照会を行えるよう財務会計システムの機能改善を行いました。そのことにより、一時的に必要な物品を他所属が保有していないか出納局に照会することによって、該当する物品の一時的な利用を図ります。

(4) 利用見込みのない物品の処分

利用見込みのない物品については、保有しているだけでメンテナンス費用や保管場所の占有など様々なコストが必要となるため、長期間保有し続けることなく、適時・適切に処分を進めます。

処分を効率的に進めるため、「物品処分基準」に基づく処分の実施や処分の集

約化などに取り組むとともに、売却にあたってはインターネットオークションの手法も活用して効果的に売却を行います。

① 「物品処分基準」に基づく処分（売却、廃棄）の推進

各所属では、遊休物品をはじめとする利用見込みのない物品については、「物品処分基準」に基づき適切に処分を行います。

なお、不用物品の処分にあっては、出来る限り売却に努めるものとし、売却ができない物品については費用を最小限に抑えて廃棄を行います。

② 売却、廃棄の処分の集約化（図4参照）

各所属単位では数量が見込めず効果的な売却ができないものについては、特定の物品を対象に全庁的に集約して出納局で売却を行います。また、売却できなかった集約物品については引き続き廃棄処分を行い、処分経費の削減に努めます。

③ インターネットオークションによる売却の実施（図5参照）

従来の電子調達システムによる売却の他、県有財産（土地・建物）において実施しているインターネットオークションを物品の売却についても実施することで、積極的な売却を行い処分の推進を図ります。

④ 悉皆調査の実施（再掲）

高額遊休物品の現状確認を行うため、高額物品の利用状況に係る悉皆調査を3年毎に実施し、高額遊休物品の適切な処分等を行います。

5 方針の対象

本方針の対象は、三重県会計規則、三重県企業庁会計規程及び三重県病院事業庁会計規程の適用所属とします。

6 推進体制

本方針に基づく取組を推進するため、各部局の経理担当課長等を構成員とする「物品利活用推進会議」で、物品の適正な管理についての進捗管理及び「みえ物品利活用方針」の見直し等を行います。

7 取組実績の公表

毎年度、みえ物品利活用方針に基づく取組実績を公表します。

平成26年1月14日 策定

平成28年3月 日 一部改定

◇図3 「物品利活用マッチングシステム」イメージ

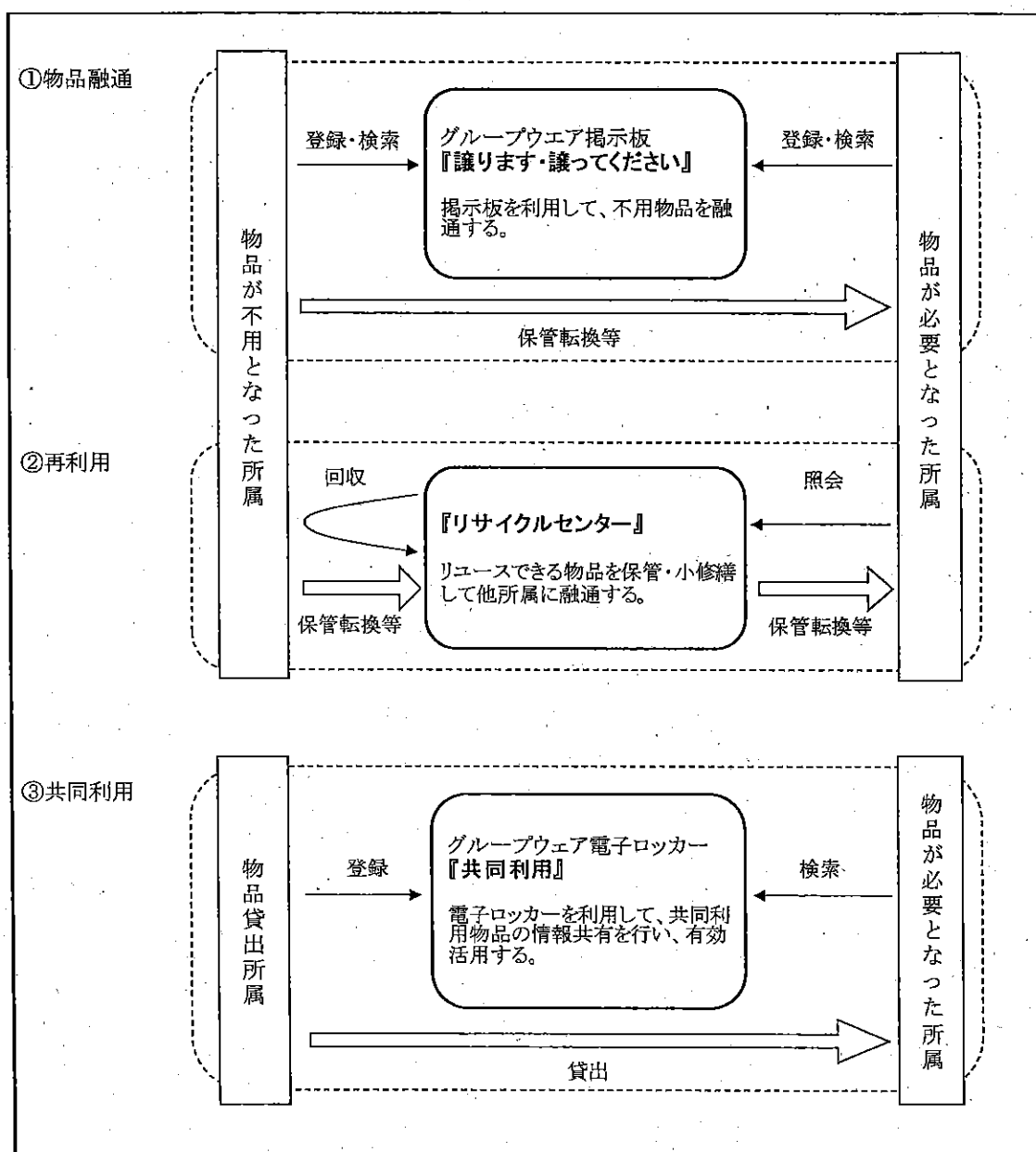


図4 「処分の集約化」のフロー

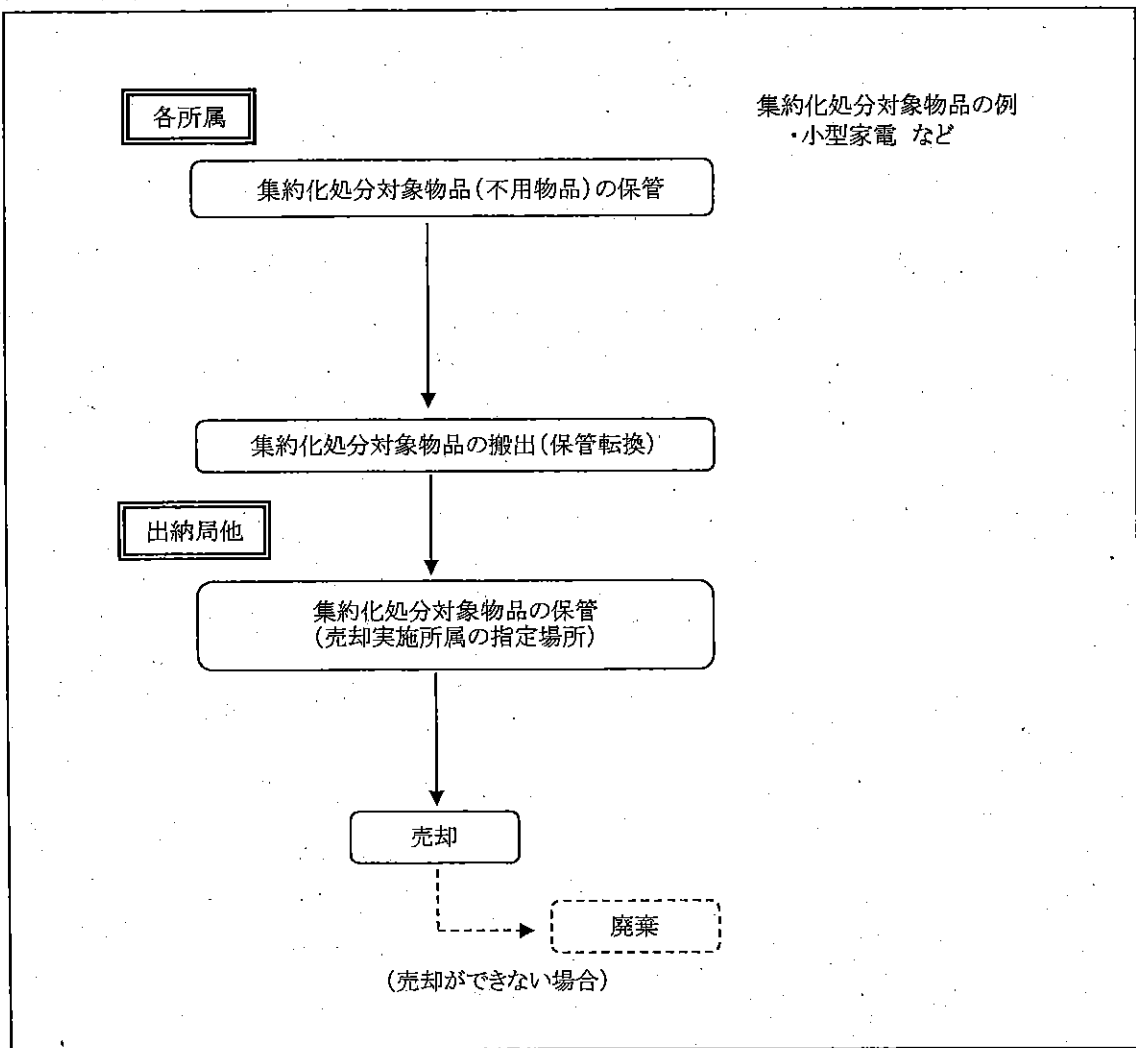
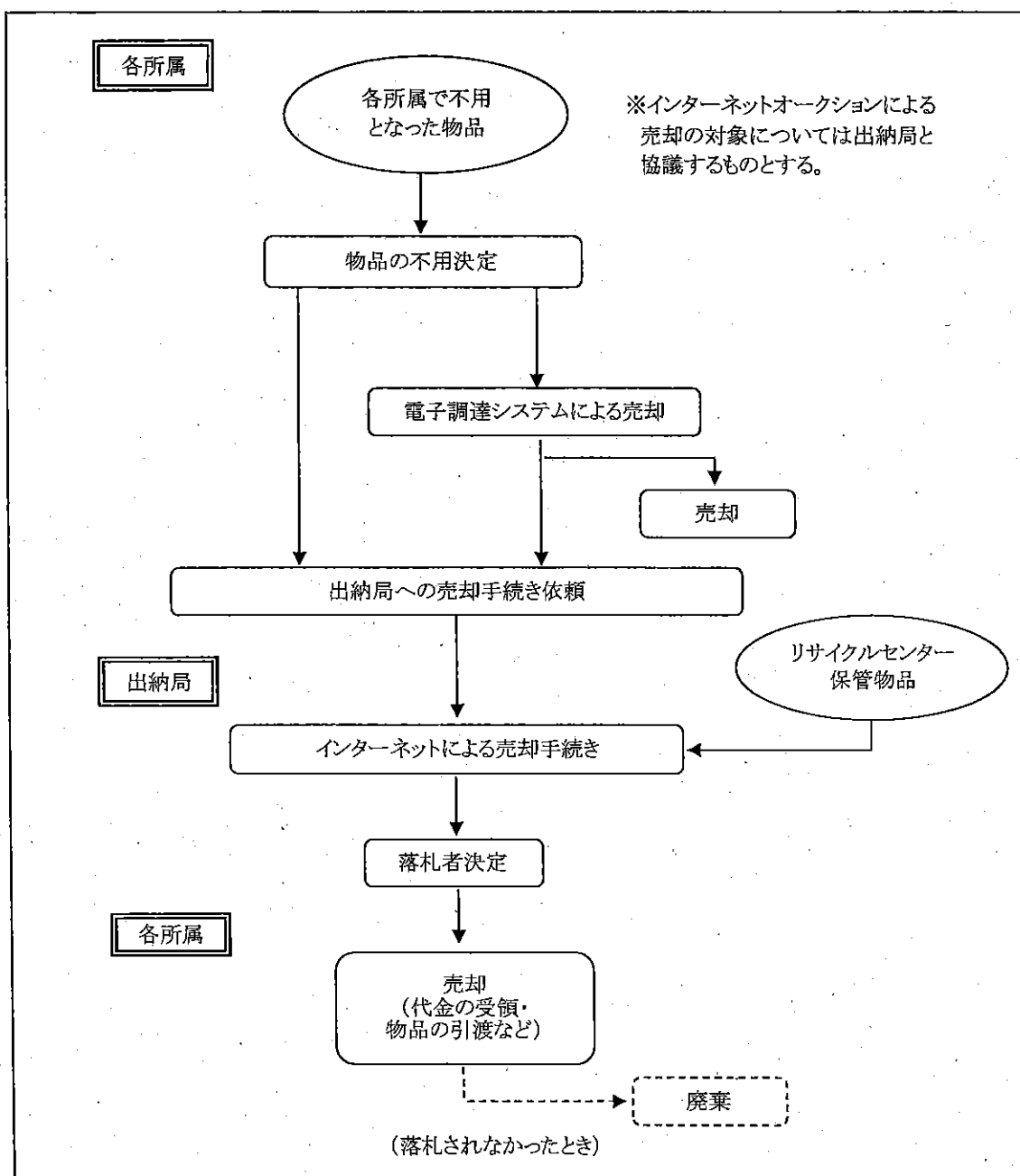


図5 「インターネットオークション」のフロー



平成 26 年度包括外部監査結果に対する対応結果について

出 納 局

平成 26 年度に実施された包括外部監査結果に対する対応結果について報告します。

平成 26 年度包括外部監査の概要

(1) 監査のテーマ

外部委託に関する事務の執行について

(2) 指摘及び意見の件数

	指摘（注 1）	意見（注 2）
総括的意見	0 件	9 件
部局個別意見	0 件	1 件

（注 1）「指摘」…合规性等に問題がある事項

（注 2）「意見」…経済性・効率性・有効性等に関して意見を述べた事項

【総括的意見】

- ・各部局の連携について
- ・情報の一元化によるノウハウの蓄積について
- ・予定価格の設定にかかる積算について
- ・業務履行能力の確認について
- ・低入札価格調査における経営状況等の確認について
- ・再委託の承認について
- ・総合評価一般競争入札における入札結果の通知について
- ・一者入札について
- ・履行確認について

【部局個別意見】

- ・予定価格の設定について

(3) 監査結果に対する対応結果

昨年度にいただいた意見につきまして、その趣旨をふまえ、適切な対応を行いました。

なお、監査結果に対する対応結果は、別紙のとおりです。

(別紙)

平成26年度 包括外部監査結果に対する対応結果 (出納局)

テーマ・区分・内容	対応結果
包括外部監査の意見及び指摘	
外部監査の結果－総括的意見－	
1. 各部局の連携について (意見) 今回の監査において、各部局の契約を個別に監査したところ、一部の部局で優れた取り組みが行われているケースがあった。こうした各部局の優れた取り組みを県全体に広めていく仕組みを構築することを検討すべきである。 例えば、類似した内容の業務委託であるにもかかわらず、積算の根拠が十分に整っていない部局もあれば、一定の考え方に基づき積算の根拠を整備している部局もあった。考え方を共有できれば、<u>積算根拠の透明性が向上</u>と考えられるし、積算を通じて、より経済性を追求できる可能性もある。また、<u>積算行為の効率化</u>が図られることから、積算に悩む担当者にとってもメリットがあると考えられる。 県の内部にはベスト・プラクティスというべき優れた取り組みが存在しているが、それを共有化する仕組みが構築されていない。<u>ベスト・プラクティスの共有化は、コストをかけることなく、効果が見込めるものである。各部局のベスト・プラクティスを研修会で公表するなど、各部局の取り組みを共有できるような仕組みを構築していただきたい。</u>	業務委託に関する優良事例については、出納局で実施している実地検査等を通じて、<u>ベスト・プラクティスの事例収集を行いました。</u> そして、それらを類型化し、全庁で共有できる優良事例については、出納局が実施した専門研修において紹介し、<u>広く周知を図りました。</u> また、これらのデータについては、電子ロッカーに登載することで<u>全庁的に共有化を図りました。</u> 今後も優良事例を積み上げ、共有化を図ります。

2. 情報の一元化によるノウハウの蓄積について（意見）

今回の監査では、委託契約の契約内容、契約方法、予定価格等のデータを入手するため、各部局にアンケートを実施しているが、アンケートを行わなければ県の委託契約の全体像を把握できない状態になっていることは望ましいことではない。各部局がそれぞれの情報を管理するのではなく、県全体で情報が一元管理されていれば、委託契約の全体を把握しやすく、県にとってもメリットがあると考えられる。

例えば、予定価格の設定にかかる積算について、今回の監査では業務の特殊性などを理由に積算の困難さを訴える県担当者が複数いたが、仮に積算の内訳、実際の落札額及びその明細などの情報が過去から蓄積されていれば、他の契約の情報を参照することで、積算の困難さを解消できた可能性がある。また、過去から積算可能であった委託契約においても、こうした情報の蓄積は、より明確な根拠に基づいた、より効率的な積算の実施に資すると考えられる。さらに、他部局に類似の契約があることが分かれば、現在行われている特命随意契約や一者入札を、より競争性のある契約方法へ変更できる可能性もあると思われる。

価値のある情報を拾い上げ、活用できるようにする仕組みの整備について検討することが望ましい。

物件関係の契約は、基本的に電子調達システム（物件等）において、各所属でデータ検索が可能であり、必要な情報を利用することができます。

これらをさらに活用しやすくするため、平成 26 年度登録分 391 件を 5 項目に類型化・リスト化を行い、類似の契約を容易に検索できるようにしました。

なお、全庁的に参考となるような優良事例は、「1. 各部局の連携について」のとおり、ベスト・プラクティス事例として共有化を図りました。

3. 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

予定価格の積算は、契約の基本的かつ重要な行為であり、契約価格の決定に重大な影響を及ぼすものであるため、できる限り客観的に適正な金額を決定することが必要である。

今回の包括外部監査において実施した県に対するアンケートでは、予定価格の積算方法を5つに分類して回答を得た。アンケート結果によれば、単独の参考見積書によるとの回答が26件あり、前年度契約金額を参考に算定しているとの回答は46件あった。三重県会計規則運用方針では、取引の実勢価格や市場価格などを考慮して予定価格を設定することとされている。また、「価格についてまで事業者の申込み（価格）に任せておくと、不当に高価となったり公正を欠くものとなるおそれがある」ことから、「随意契約においても競争入札の場合に準じて、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを対照」することが求められている。しかし、単独の参考見積書による場合、予定価格が前述の役割を果たすものとならない。また、前年度の契約金額を参考に算定している場合、機械的に前年度と同額にすれば、予定価格は検証されずに用いられ続けることになる。

今回の監査において、積算根拠が不明確であるものや積算時の検討が必ずしも十分とはいえないものなどが散見された。過去からの経緯、経済環境の変化、業務の特殊性など様々な要因を考慮しなければならない積算においては必ずしも正解が1つとは限らないが、であればこそ不断の創意工夫が求められるところである。予定価格の設定にかかる積算においては以下の(1)～(3)につきよく検討し、各部局へ周知し徹底していただきたい。

- (1) 予定価格は、原則として独自に経費等を積み上げて設計した積算金額に基づいて設定すべきである。業務に必要な工数を見積ることで積算し、業務実施後に見積り工数と実績工数を比較して工数を見直し、翌年度の工数の見積りに反映することで、予定価格の精度を高めていくことができる。
- (2) ただし、全ての契約において工数を見積ることは実務的に困難であると思われる。そうした場合、適当と思われる若干名の業者に価格を見積らせる方法（複数の参考見積書により算定する方法）も適正であると思われる。
- (3) 県には、「独自に経費等を積み上げて算定する方法」あるいは「複数の参考見積書により算定する方法」のいずれかで予定価格を積算することを求めたいが、委託業務の特殊性などから「単独の参考見積書により算定する方法」によらざるを得ない場合も想定される。そうした場合でも、業者より入手した参考見積書の金額をそのまま使用するのではなく、たとえ一部分であっても単価や工数を検証することができないか、検討することが必要である。

平成27年3月に、各所属あてに予定価格の設定にかかる積算の考え方(1)から(3)の項目について周知を行いました。

積算の参考となるような優良事例は、「1. 各部局の連携について」のとおり、ベスト・プラクティスとして全庁的に情報共有を図っています。

4. 業務履行能力の確認について（意見）

競争入札は誰でも自由に競争する機会が与えられるべきものであるが、一方で契約の適正な履行が必要であるため、地方自治法施行令第167条の4において入札に参加する者の資格が定められている。また、地方自治法施行令第167条の5において、地方自治体は必要な資格について追加して定めることができるとされている。そこで、県は、三重県会計規則第61条第1項第3号において競争入札の参加資格を定めているが、同条文以外で競争入札の参加資格として財政状態や経営成績が問われることはない。

監査対象案件の中には3年間の契約期間中に経営悪化により業務の履行が困難となった委託先があった。契約期間中に委託先が破たんすれば、県の業務の履行、ひいては県民へのサービス提供に重大な支障を来す危険性がある。委託先が業務履行能力を有していることの確認は極めて重要といえるが、委託先の継続企業としての能力を判定する場合、前述の三重県会計規則第61条第1項第3号の情報のみでは不十分と言わざるを得ない。委託先が継続企業としての能力を有するか否かの判断を完全に行うことは不可能であるが、判断の精度を高めるため、例えば以下のような対応を定めることを検討していただきたい。

- ・財政状態や経営成績の判断基準を三重県会計規則に追加する、あるいは総合評価方式の競争入札の場合には評価項目に追加する。
- ・決算書等を入手し、設定した判断基準を満たしているか確認する。
- ・設定した判断基準を満たしていない場合には、継続企業としての能力に疑問が生じていると考えられるため、資金繰り表や今後の受注見込みなどの追加資料の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング調査を行い、継続企業としての能力を吟味する。
- ・全ての委託契約につき上記の対応をすることは現実的ではないため、契約期間が複数年にわたるもの、あるいは契約金額が高額であるものなど、影響が大きい委託契約に限定する。

平成26年12月から、県民サービスに直接影響のある委託業務として、総合評価一般競争入札で実施する予定価格が2,000万円以上の清掃・警備業務について、入札時に財務諸表の提出を求め、財務状況の分析・確認を行っています。また、必要に応じてヒアリングを実施しています。

複数年契約を締結した企業に対しては、毎年度財務諸表の提出を求め、財務状況の分析・確認を実施しています。

5. 低入札価格調査における経営状況等の確認について（意見）

県は、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、設計金額が1,000万円以上の清掃業務、警備業務等につき、低入札価格調査制度を設けている。

低入札価格調査制度の調査内容のうち「五 経営状況等」については落札候補者より貸借対照表を提出させ、その内容を検討しているとのことである。しかし、「五 経営状況等」につき剰余金の有無だけで健全性を判断しており、検討が十分とはいえない事例があった。低入札価格調査制度においては、事情聴取などを含む幅広い調査方法が想定されている。よって、各部局が必要に応じて調査方法を選択し、その調査につき説明責任を果たすべきである。しかし、経営状況等の検討が十分でない理由として、担当者に財務的知識が不足していること、及び経営状況等の調査方法や判断基準が設定されていないことが考えられるため、県には併せてその解消策を検討していただきたい。具体的には、「第4. 業務履行能力の確認について」にも記載しているが、財政状態や経営成績について追加調査を行うべき判断基準を示すとともに、設定した判断基準を満たしていない場合には、追加資料の提出やヒアリング調査を行う必要があることを検討し、明文化することが望まれる。

低入札価格調査制度を設けている、設計金額が1,000万円以上の清掃・警備業務において、低入札案件となった場合には、財務諸表の提出を求め、財務状況の分析・確認を実施することとし、その旨関係所属に通知しました。

今後、通知内容が適切に運用されるよう、各所属を指導してまいります。

6. 再委託の承認について（意見）

県は、不適切な再委託が行われることで業務の質が低下したり非効率になったりすることを防止するため、原則として再委託を制限している。委託先が再委託を行うためには、県に書面を提出して承認を得る必要があるが、県に提出する書面には、想定される再委託金額を記載することが求められていない。

再委託については、国による公共調達においても一定の制限が設けられているところであり、財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）において、適正な履行を確保するために審査を行うことが規定されており、審査に必要な情報としては、再委託の業務範囲や必要性などのほか再委託金額も挙げられている。再委託を行うことが適切か否かを判断する際には、十分な情報が県に提出される必要があり、再委託金額は再委託の規模や質を判断するうえで極めて重要な情報であると考えられる。県は、委託先の能力を評価して選定しているわけであるが、業務の大部分あるいは重要な一部を委託先が実施せずに再委託されているとすれば問題である。再委託金額を把握することで、こうした事態の防止をより効果的・効率的に行うことができると考えられる。

委託先が再委託の申請を行う際に、想定される再委託金額を提出させることにより、再委託の適切性の判断をより充実させるべきであり、明文化することを検討していただきたい。

再委託予定金額を含め、業務の範囲、再委託の必要性などの情報を収集したうえで適切に判断し、再委託について適正な履行を確保するよう、各所属あてに通知しました。

また、事務手続きの平準化を図り、統一した再委託の適否の判断が可能となるよう、再委託申請及び承認の様式例を示しました。

今後も、再委託について、適切な判断を行い、その可否を検討するよう、各所属を指導してまいります。

7. 総合評価一般競争入札における入札結果の通知について（意見）

総合評価一般競争入札については、地方自治法施行令第167条の10の2において落札者決定基準の設定や学識経験者の意見聴取などの手続が定められており、県は、入札参加者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するために落札者決定基準を作成している。落札者は詳細な評価に基づき決定されており、監査の結果、総合評価一般競争入札における評価項目の設定及び学識経験者による意見聴取の手続きにつき合規性の点で問題はなかった。

しかし、より一層、経済性・効率性を追求する観点から、入札参加者に対する入札結果の通知について改善を求めたい。入札参加者には文書により入札の結果が伝えられる。部局によって対応が異なっているが、当該文書には、順位のほか入札価格、価格評価点、技術評価点の記載しかないものがあつた。評価結果の詳細は、落札できなかった業者にとって貴重な情報になると思われる。また、入札参加者が切磋琢磨し良い提案をすることで、県にもメリットが生じる。各部局が入札結果について可能な限り詳細な情報を通知し、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましいため、既に実施済みの部局もあるが、各部局へ周知していただきたい。

物件関係の総合評価一般競争入札において、今後の入札での提案内容の向上を促すため、入札参加者に対して、自社分の詳細な評価結果の通知を希望する者に対して通知することとし、その旨出納局から各所属に通知しました。

8. 一者入札について（意見）

県は、発注する予定価格が3千万円以上の物件において、一般競争入札を実施した際に入札参加者が1者になった場合の対応方法を定めている。1者入札を有効とするかどうかの判断は、予定価格の金額に応じて定められた、予算執行所属の審査会等の機関が行っている。公正性・透明性・競争性を確保しようとする県の姿勢を評価したい。

しかし、競争入札に参加するかどうかは業者の自由意思ではあるものの、今回の監査においても1者入札が散見されたため、1者入札の原因分析とその解消策の検討は県の重要な課題であると思われる。解消方法の一つとして、入札に参加可能と思われる業者がいる場合には、入札に参加する意思がないか電話等で確認する声掛けが有効であると考えられる。入札に参加しない原因を把握する効果もあると思われるため、検討していただきたい。

物件関係の一者入札の対応として、入札への参加が可能であったが参加しなかった者や入札参加申請を行ったが辞退した者に対して、できる限り不参加又は辞退の理由を電話等で聴取し、一者入札の原因を分析し、次回以降において一者入札の改善に努めるよう、出納局から各所属に通知しました。

9. 履行確認について（意見）

地方自治法第234条の2では、地方自治体は契約の適正な履行を確保するため、必要な監督又は検査をしなければならないと定めている。これを受けて、三重県会計規則第84条及び第85条においても監督及び検査が規定されている。監督及び検査による契約の履行確認は、契約の目的にかなった履行の確保を図るための手段として重要であるが、今回の監査において履行確認が十分とはいえない事例が散見された。履行確認の方法は、契約内容に応じて費用対効果を勘案しながら行うべきものであり、各部局において創意工夫することが求められるが、各部局に周知し徹底していただきたい。

各所属あてに、実績報告書に所定の報告事項が記載されているか確認するなど、契約内容に適合した適切な検査（履行確認）を実施するよう、通知を行いました。

引き続き、出納局の实地検査において、適切な検査（履行確認）の実施について確認し、周知徹底してまいります。

部局個別意見

出納局

1. 三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に係るサーバ機器類購入及び保守業務

① 予定価格の設定について（意見）

予定価格と入札額を比較すると、両者のかい離が著しい。設計金額の積算は、システムインテグレーター支援業務により算定している。一般競争入札による競争性のある業者選定の結果、経済的な契約金額になったともいえるが、その入札額は予定価格の41.2%から65.9%の範囲内にあり、平均で53.8%となっている。次回以降の予定価格の適切な積算のために、予定価格と入札額の差異の原因を把握することが望ましい。入札時に入手している費用見積もりの記入シートを詳細なものとすることや、履行確認時に詳細な費用の内訳を委託先から入手し、分析、検討を行うことが考えられる。

今回実施した、財務会計システム等のサーバ機器類購入及び保守業務の入札においては、市場価格を調査のうえ、設計金額の精査を行ったところ、入札額は予定価格に対し平均で69.7%となっています。今後も入札にかかる費用内訳の分析、検討を行い、予定価格の適切な積算に努めて行きます。

平成28年度三重県職員等採用候補者試験実施日程について

試験名		受験資格	受験案内等 配布開始日	受付期間	第1次 試験日	第2次 試験日	第3次 試験日	最終合格 決定日
三重県職員	行政Ⅱ 以外 (行政Ⅰ、 福祉技術、 環境化学、 農学、林 学、水産、 総合土木 等)	1 昭和62年4月2日から 平成7年4月1日までに生 まれた人(行政Ⅱのみ昭和 59年4月2日から平成7 年4月1日までに生まれた 人) 2 平成7年4月2日以降に 生まれた人で、次に掲げる もの (1) 学校教育法に基づく大 学(短期大学を除く。)を 卒業した人及び平成29 年3月31日までに大学を 卒業する見込みの人 (2) 三重県人事委員会が (1)に掲げる人と同等の 資格があると認める人	5月16日(月)	5月16日(月) ～ 6月2日(木)	6月26日(日)	7月下旬 ～ 8月中旬	—	8月中旬
	行政Ⅱ						9月上旬	9月中旬
	B試験	平成元年4月2日から平成9 年4月1日までに生まれた人	7月1日(金)	7月22日(金) ～ 8月25日(木)	9月25日(日)	10月下旬	—	11月中旬
	C試験	平成7年4月2日から平成11 年4月1日までに生まれた人	7月1日(金)	7月22日(金) ～ 8月25日(木)	9月25日(日)	10月下旬	—	11月中旬
警察官	A(平成28年 10月採用)	昭和58年4月2日以降に生 まれた人で、次に掲げるもの (1) 学校教育法に基づく大 学(短期大学を除く。)を 卒業した人及び平成28 年9月30日までに大学を 卒業する見込みの人 (2) 三重県人事委員会が (1)に掲げる人と同等の 資格があると認める人	3月18日(金)	3月18日(金) ～ 4月19日(火)	5月8日(日)	6月中旬 ～ 7月上旬	—	7月下旬
	A(平成29年4 月採用・1回目)	昭和59年4月2日以降に生 まれた人で、次に掲げるもの (1) 学校教育法に基づく大 学(短期大学を除く。)を 卒業した人及び平成29 年3月31日までに大学を 卒業する見込みの人 (2) 三重県人事委員会が (1)に掲げる人と同等の 資格があると認める人	3月18日(金)	3月18日(金) ～ 4月19日(火)	5月8日(日)	6月中旬 ～ 7月上旬	—	7月下旬
	A(平成29年4 月採用・2回目)		7月1日(金)	7月22日(金) ～ 8月25日(木)	9月18日(日)	10月下旬 ～ 11月中旬	—	12月上旬
	B(平成29年 4月採用)	昭和59年4月2日から平成 11年4月1日までに生まれ た人で、警察官Aの学歴要件に 該当しない人	7月1日(金)	7月22日(金) ～ 8月25日(木)	9月18日(日)	11月上旬 ～ 11月中旬	—	12月上旬
市町立小 中学校職 員	B試験	平成元年4月2日から平成9 年4月1日までに生まれた人	7月1日(金)	7月22日(金) ～ 8月25日(木)	9月25日(日)	10月下旬	—	11月中旬
	C試験	平成7年4月2日から平成11 年4月1日までに生まれた人	7月1日(金)	7月22日(金) ～ 8月25日(木)	9月25日(日)	10月下旬	—	11月中旬

(備考)

各試験の試験区分、採用予定数は、受験案内・申込書配布開始日までに決定し、詳しくは受験案内に記載します。また、上記日程など試験の一部を変更することがあります。

平成 27 年度 財政的援助団体等監査の結果について

1 監査の概要

- (1) 監査根拠：地方自治法第 199 条第 7 項
- (2) 監査実施団体数：30 団体（一覧は 50、51 頁参照）
- (3) 監査実施期間：平成 27 年 11 月から平成 28 年 2 月まで
- (4) 監査実施団体

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団 体 数	監査対象 団 体 数
出資（出捐）団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資又は出捐しているもの	7	31
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を委託しているもの（指定管理者）	6	25
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	17	235
計		30	291

（注）監査実施団体数は実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

補助金等交付団体の監査対象団体数 235 については、原則として、1 事業 1,000 万円以上の補助金、負担金、交付金を助成した団体及び 1 事業 2,000 万円以上を貸し付けた団体の合計である。

(5) 監査の対象範囲

平成 26 年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査しました。

(6) 監査の着眼点

- ・ 出資（出捐）団体については、財務諸表が適正に作成されているか、会計事務は適正に処理されているか、出資目的に沿って事業が運営されているかなどに着眼して実施しました。
- ・ 公の施設管理団体（指定管理者）については、施設の管理は契約の目的に沿って適正に行われているか、指定管理に係る会計事務は適正に行われているかなどに着眼して実施しました。
- ・ 補助金等交付団体については、補助金、交付金及び貸付金等の対象経費が適正に執行され効果を上げているか、補助金等が目的外に使用されていないかなどに着眼して実施しました。

2 監査の結果及び意見

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められました。

○改善を要する事項

区 分	事業の執行に 関すること	会計事務等に 関すること	うち補助金等事務	計
団体に関するもの	10 件	38 件	(9 件)	48 件
所管部局に関するもの	10 件	30 件	(17 件)	40 件

① 出資（出捐）団体

重大な過失は認められませんでしたでしたが、事業損益の赤字が続いているものや、施設の老朽化により修繕費用が増加し、今後、厳しい経営状況が見込まれるものなど、経営改善を要する事例が見受けられました。

② 公の施設管理団体

重大な過失は認められませんでしたでしたが、成果目標の未達成や、基本協定書に定める決算書類の提出遅延などの事例が見受けられました。

③ 補助金等交付団体

補助金の返還を要する事案は認められませんでしたでしたが、実績報告書の補助対象経費の記載内容に誤りがあるものや、交付決定前の事前着手に係る報告を怠ったものなどの事例が見受けられました。

改善を要する事項については、所管部局において適切な措置を講じるとともに、団体に対する指導・助言等を行われたい。

特に、指定管理業務に係る基本協定書や補助金交付要領等に基づく手続において、事前にチェックを行えば防止できたと思われる各種書類の未作成や、提出遅延などの事案が今回も多数見受けられたので、所管部局においては、チェック機能を再点検するとともに、監査実施団体以外の団体を含め、各所管団体への指導・助言等を徹底されたい。

なお、監査実施団体のなかった部局においても、今回の監査結果をふまえ、類似の事例がないか確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。

<共通意見>

事業の執行に関すること

- ◎ 出資（出損）団体において、事業損益の赤字が続いているものや、施設の老朽化により修繕費用が増加し、今後、厳しい経営状況の見込まれるものなどがあったので、引き続き経営改善に取り組まれない。

（伊勢湾海洋スポーツセンター、三重県松阪食肉公社、
三重北勢地域地場産業振興センター、暴力追放三重県民センター）

- ◎ 出資（出損）団体において、理事長等が自己の職務の執行状況を理事会に報告していないものや、理事会に報告しているかどうか不明確なものがあったので、定款に基づき適時適切に報告されたい。

（伊勢湾海洋スポーツセンター、三重県水産振興事業団）

会計事務等に関すること

- ◎ 正味財産増減計算書等の財務諸表において、勘定科目の記載誤りや注記の記載漏れなどがあったので、適正に表示されたい。

（三重県立看護大学、伊勢湾海洋スポーツセンター、三重県松阪食肉公社、
三重北勢地域地場産業振興センター）

- ◎ 備品管理において、購入時に検査の記録が行われていないものや、台帳への登録がなされていないものなどがあったので、適正に手続されたい。

（三重県水産振興事業団、三重北勢地域地場産業振興センター、
三重県体育協会）

- ◎ 個人情報管理において、台帳が未整備のものや、保護責任者等が報告されていないものなどがあったので、基本協定書や委託契約書に基づき適正に処理されたい。

（三重県立看護大学、三重県松阪食肉公社、三重県漁業信用基金協会、
三重県ライフル射撃協会）

- ◎ 公の施設管理において、県の承諾を受けずに個人情報を含んだ住宅修繕等の管理業務を第三者に委託していたので、基本協定書に基づき事前に承諾を得られたい。

（鈴鹿亀山不動産事業協同組合、伊賀南部不動産事業協同組合、
三重県南勢地区管理事業共同体）

- ◎ 公の施設管理において、決算書類が期限内に提出されていないものがあったので、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。

〔 三重県ライフル射撃協会、鈴鹿亀山不動産事業協同組合、
伊賀南部不動産事業協同組合、三重県南勢地区管理事業共同体 〕

補助金等事務に関すること

- ◎ 交付要領等に定める補助対象者や補助対象経費が分かりにくいものがあったので、規定の見直しを検討されたい。

〔 健康福祉部 〕

- ◎ 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限や取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものがあったので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

〔 健康福祉部、雇用経済部 〕

- ◎ 交付要領等に定める補助事業等状況報告書等が提出されていなかったもので、適時適切に提出されたい。

〔 三重県立看護大学、三重県松阪食肉公社 〕

- ◎ 補助金の実績報告書において、補助対象経費を誤って記載しているものがあったので、チェックを十分に行い、適切に報告されたい。

〔 廣瀬学園、セントヨゼフ女子学園 〕

3 団体別意見の例

出資（出捐）団体

【公立大学法人三重県立看護大学】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：3,770,320,000円（県出資比率：100.0％）
補助金	①三重県看護師等養成所施設整備費補助金：12,397,000円 看護職員の養成力の充実を図るため、看護師等養成所の施設整備に要する経費を補助する。（補助率 1/2）
交付金	②公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金：722,867,000円 三重県立看護大学の運営に要する経費を交付する。（補助率 定額）

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
財務諸表	ア 財務会計規則で定める勘定科目と財務諸表に記載されている勘定科目に不一致があった。
個人情報保護	イ 委託先業者から個人情報保護責任者等の報告を受けていなかった。
補助金等事務	ウ 交付決定前の事前着手報告書が提出されていなかった。① エ 交付要領に定める工事進捗状況等の報告書が提出されていなかった。①

【所管部局に対する意見】

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課、地域医療推進課）

- (2) 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。②

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課）

- (3) 交付要領では、交付決定の際には要領に定める条件を付けることとなっているが、交付決定書に記載されていないので、条件を記載し補助事業者に明示されたい。①

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課）

- (4) 三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱では、暴力団等の不当介入に対する措置を補助事業者等に対し義務付けなければならないこととなっているが、交付要領等で定められていないので、当該措置義務を定め補助事業者に明示されたい。①

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

【一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：89,217,000 円（県出資比率：29.2％）

〔監査結果及び意見〕

- (1) 団体は、経常収益の9割以上を使用料等の収入に依存しており、平成26年度の収入は、宿泊業務の廃止やヨットクルーザーの減少等により、前年度と比べ7,293千円（9.1％）の減となった。

その結果、一般正味財産増減額は4,983千円の損失となっており、平成23年度以降、4期連続で赤字となっている。

このため、県や津市、港湾管理者とも十分協議しながら、新規使用者の開拓のほか増収策について検討し、経営改善に努められたい。

※ 一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当する。

- (2) 平成26年度の事業計画の数値目標のうち、体験事業申込者数の実績値を誤って県に報告しているので、今後十分に注意し適正に報告されたい。
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事は、各事業年度最低2回は各理事会で自己の職務の執行状況を報告しなければならないが、平成26年度は副理事長と常務理事はそれぞれ1回しか報告されていなかったもので、今後は定款の規定に従い、適正に報告されたい。
- (4) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	ア 津市から事業活動補助金として4,398千円支給されているが、財務諸表に注記されていなかった。 イ 減価償却引当資産が積立不足となっていた。
賞与引当金	ウ 賞与引当金が計上されていなかった。
未収金	エ 棧橋使用料等の未収金が発生していた。
現金保管	オ 財務規程に定める手持現金の上限を超える額の現金が金庫内に保管されていた。

※ 注記：法人の財産や損益の状態を正確に判断するために必要な情報として、財務諸表に記される注釈のこと。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 使用料等の収入減に伴い経常収益が大幅に減少しているので、安定した経営基盤を確保できるよう、指導・助言等を行われたい。

（所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課）

- (2) 事業計画の数値目標のうち、体験事業申込者数の実績値が誤って県に報告されているが、目標の達成状況は出資法人の評価に関わってくるので、今後十分に確認されたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

- (3) 理事会における副理事長等の報告について、定款に従って行われるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

- (4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

【株式会社三重県松阪食肉公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：32,396,000 円（県出資比率：32.4%）
補助金	県産食肉安定供給施設処理支援事業費補助金：38,250,000 円 松阪食肉流通センターを安定的に運営するために必要な施設維持対策、経営対策、衛生対策に要する経費を補助する。（補助率 1/2）

〔監査結果及び意見〕

- (1) 平成 26 年度の営業損益は、前年度と比較して 5,843 千円改善したものの 88,136 千円の損失であり、これに県や関係市町からの補助金を加えることにより、54 千円の純利益となっている。

安定的な経営基盤を確立するため、中期経営改善計画の目標に沿って、と畜解体頭数の確保など各種収益の増加に取り組み、引き続き経営の健全化に努められたい。

また、T P P 協定・牛肉輸出への対応などの環境変化をふまえ、施設の建替えや設備の更新の必要性等について、早急に検討されたい。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	ア 損益計算書において、営業外収益の雑収益に計上されている県からの業務委託費が、雑収入と明確に区分して計上されていなかったため、表示方法について検討されたい。
個人情報保護	イ 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。
資金運用方針	ウ 定期預金の預金金額が、資金運用方針に定める限度額（1 千万円）を超えて運用されていた。
補助金等事務	エ 交付要領に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

〔所管部局に対する意見〕

- (1) 平成 24 年に中期経営改善計画（25～27 年度）を策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、26 年度の損益収支は、県や関係市町からの補助金を加えることにより、54 千円の純利益となっている。

このため、団体が安定的な経営基盤を確立できるよう、引き続き経営改善について指導・助言等を行われたい。

また、T P P 協定・牛肉輸出への対応などの環境変化をふまえ、施設の建替えや設備の更新の必要性等について、早急に検討されたい。

（所管課名：農林水産部 畜産課）

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 畜産課)

- (3) 補助金等事務について、交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事前着手を認めていたので、事前着手を認める規定を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：農林水産部 畜産課)

公の施設管理団体

【三重県ライフル射撃協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営ライフル射撃場
	平成 26 年度指定管理料：495, 000 円

〔監査結果及び意見〕

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
再委託の承認	ア 県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
個人情報保護	イ 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。
決算書類	ウ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。
諸規定の整備	エ 基本協定書に定める利用料金の収受に関する規定が整備されていなかった。
	オ 基本協定書に定める文書の管理に関する規定が整備されていなかった。

〔所管部局に対する意見〕

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

【みえ中央市場マネジメント株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県地方卸売市場
	平成 26 年度指定管理料：なし

【監査結果及び意見】

基本協定書の成果目標について、市場の交流人口等、目標を下回っているものがあることから、積極的な情報発信やイベントの内容充実を図ることなどにより、目標が達成できるよう努められたい。

【所管部局に対する意見】

成果目標が達成できていない項目について、市場の交流人口などの増加に向けて目標を達成できるよう指導・助言等を行われたい。

(所管課名：農林水産部 農産物安全課)

補助金等交付団体

【公益社団法人松阪地区医師会（補助対象：松阪看護専門学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①看護師等養成所運営費補助金：18,545,000 円
	看護師等養成所の運営に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	②救急医療機関活動補助金：238,000 円
	救急医療体制を確立するため、救急搬送患者の受入れ等、救急医療機関として担う活動に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	③三重県救急医療情報システム応需促進補助金：517,400 円
	三重県救急医療情報システムに参加し、休日・夜間等時間外に積極的に応需を行うための経費を補助する。（補助率 定額（加算あり））

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 交付要領に定める補助金調書が作成されていなかった。②、③

【所管部局に対する意見】

- (1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②、③

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課）

- (2) 補助対象者や補助対象経費について、交付要領等で明確かつ分かりやすく規定されたい。③

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課）

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【学校法人セントヨゼフ女子学園（補助対象：セントヨゼフ女子学園高等学校、セントヨゼフ女子学園中学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立高等学校等振興補助金：215,256,000 円 私立高等学校等の教育に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	②私立高等学校等授業料減免補助金：448,100 円 経済的困窮生徒に対する授業料減免措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	③私立高等学校教育改革推進特別補助金（教育改革推進事業）： 600,000 円 私立高等学校における教育改革推進に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	④私立学校人権教育推進補助金（私立学校人権教育推進事業）： 334,184 円 私立学校における人権教育推進事業に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。③

【所管部局に対する意見】

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。③

(所管課名：環境生活部 私学課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

<監査実施団体一覧>

【出資（出捐）団体】

No	団 体 名	所在地	所管部局
1	公立大学法人三重県立看護大学	津市	健康福祉部
2	一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	津市	地域連携部
3	株式会社三重県松阪食肉公社	松阪市	農林水産部
4	公益財団法人三重県水産振興事業団	津市	農林水産部
5	三重県漁業信用基金協会	津市	農林水産部
6	公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	四日市市	雇用経済部
7	公益財団法人暴力追放三重県民センター	津市	警察本部

【公の施設管理団体】

No	団 体 名 (施 設 名)	所在地	所管部局
1	公益財団法人三重県体育協会 (三重県営松阪野球場)	鈴鹿市 (松阪市)	地域連携部
2	三重県ライフル射撃協会 (三重県営ライフル射撃場)	津市	地域連携部
3	みえ中央市場マネジメント株式会社 (三重県地方卸売市場)	松阪市	農林水産部
4	鈴鹿亀山不動産事業協同組合 (三重県営住宅（北勢ブロック）)	鈴鹿市 (四日市市他)	県土整備部
5	伊賀南部不動産事業協同組合 (三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (中勢伊賀ブロック）)	名張市 (津市他)	県土整備部
6	三重県南勢地区管理事業共同体 (三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック・東紀州ブロック）)	名張市 (松阪市他)	県土整備部

【補助金等交付団体】

No	団 体 名 (補 助 対 象 名)	所在地	所管部局
1	社会福祉法人実践 (優美)	津市	健康福祉部
2	社会福祉法人杏南会 (たちばな園あすか)	熊野市	健康福祉部
3	社会福祉法人三重済美学院 (済美寮)	伊勢市	健康福祉部
4	公益社団法人松阪地区医師会 (松阪看護専門学校)	松阪市	健康福祉部
5	医療法人永井病院	津市	健康福祉部
6	社会福祉法人豊津児童福祉会 (みらいの森学童クラブ)	津市	健康福祉部
7	学校法人梅村学園 (三重高等学校他)	名古屋市 (松阪市)	健康福祉部 環境生活部
8	学校法人みどり学園 (ゆたか幼稚園)	伊勢市	健康福祉部
9	学校法人廣瀬学園 (名張よさみ幼稚園他)	大阪市 (名張市他)	健康福祉部
10	学校法人セントヨゼフ女子学園 (セントヨゼフ女子学園高等学校他)	津市	環境生活部
11	三重交通株式会社	津市	地域連携部
12	松阪市中山間獣害対策協議会	松阪市	農林水産部
13	社会福祉法人笠木御所桜会 (たきの里)	多気町	農林水産部
14	森林組合おわせ	紀北町	農林水産部
15	関東化学株式会社 (三重工場)	東京都中央区 (津市)	雇用経済部
16	大起産業株式会社 (木曾岬工場)	東員町 (木曾岬町)	雇用経済部
17	公益社団法人三重県観光連盟	津市	雇用経済部